社会福祉法人 白百合会

役員等の報酬及び費用弁償規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人白百合会（以下「法人」という）の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という）の報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

（理事長報酬）

第２条　法人の理事長に対しては、報酬を支給する。

２　前項の報酬の額は、月額６０，０００円とする。

（理事及び監事の報酬の総額）

第３条　理事又は監事1人あたりの各年度の報酬の総額は、２４０，０００円を超えな

い範囲とする。

（役員等の報酬）

第３条の２　役員等が理事会、評議員会、その他これらに類する会議等に出席した場合は、下記のとおり報酬を支給する。ただし、役員等が法人職員である場合は、これを支給しないものとする。

従事した時間　　　一回につき

２時間未満　　　　５，０００円

２時間以上　　　１０，０００円

（費用弁償）

第４条　役員等が会議等に出席した場合は、その都度出席に要する費用（宿泊費、交通費等）を旅費支給規程に基づき支給する。但し役員等が法人職員である場合は、これを支給しないものとする。

（支払い方法）

第５条　第２条に定める報酬は、毎月末日までの分を当月末日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

２　第３条に定める報酬は、理事会等により、その支給日を定めるものとする。

附　則

１　この規程は平成２２年２月１日から施行する。

２　（削除）

３　この規程は平成２９年４月１日に改正施行する。

４　この規程は、評議員会の議決を経て令和７年３月１９日改正施行する。